

県南広域振興局長告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成22年12月10日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 奥州市水沢区佐倉河字沼田2番1、2番2、2番3、3番1、3番2、3番3、3番4、3番5、3番7、8番1、8番2、8番3、8番4、9番1、9番2、9番3、10番1、10番2、13番1、13番2、13番3、15番1、23番1、25番1、25番2、25番3及び26番1並びに字天井町39番1、40番3及び40番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北海道札幌市手稲区新発寒6条一丁目5番80号 株式会社ニトリホールディングス